

## 児童クラブ又は放課後子ども教室の実施に係る学校施設の活用について

児童クラブの対象学年の拡大や家庭環境の変化により、児童クラブの需要は近年益々高まり入会者が増加しています。また、放課後等に地域で多様な体験活動等を行う放課後子ども教室の活動も広がってきている状況です。

こうした中、文部科学省と厚生労働省が共同で、学校施設の積極的な活用の推進を盛り込んだ「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定されました。

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、本市においても市長部局（市民活動支援課・青少年育成室）と教育委員会（教育政策課、教育施設課）が連携して学校施設の活用に積極的に対応していく必要があります。

そこで、児童クラブ又は放課後子ども教室の実施にあたり、学校施設を活用する場合の要件等について、下記のとおりまとめましたので報告します。

記

### 1. 占用的利用 …小学校等の余裕教室等を占有して利用し、児童クラブ又は放課後子ども教室の新設又は増設を行う場合

次の事項について、学校、市関係各課、児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会が協議し、占有利用にあたっての理解や条件等を整えるとともに、管理上の取決め等について学校と運営委員会の間で文書による確認を行う。

#### (1) 施設に関する要件

- ① 小学校等の原則1階であること。
- ② 原則占有区画として管理できること。
- ③ 児童クラブに必要な設備（流し、給湯等）が設置できること。

#### (2) 児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会の責務

- ① 児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会は、児童の安全確保及び施設の適正管理を行うこと。
- ② 占有区画の管理上の責任は、児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会が負うこと。

## 2. 一時的利用 …小学校等の施設を一時的に利用して、児童クラブ又は放課後子ども教室の活動を行う場合

### A…出雲市立学校の施設の開放に関する条例等に規定する施設開放対象施設を利用する場合

小学校等は、施設開放対象施設を児童クラブ又は放課後子ども教室の活動等の場所として利用したい旨の申請があった場合、積極的に施設の開放を行う。

### B…A以外の施設を利用する場合

小学校等は、施設開放対象施設以外の施設を利用する場合であっても、当該小学校等の児童等を対象にした児童クラブ又は放課後子ども教室が、活動等の場所として利用できるように積極的に市施設の開放に努める。

利用にあたっては、次の事項について、学校、市関係各課、児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会が協議し、利用に対する理解や条件等を整えるとともに、年間を通して定期的に利用する場合は、使用時間、使用上の取決め等について学校と運営委員会の間で文書による確認を行う。

- (1) 児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会は、児童の安全確保及び施設の適正管理を行うこと。
- (2) 使用場所の使用上の責任は、児童クラブ運営委員会又は放課後子ども教室運営委員会が負うこと。

平成27年(2015)12月  
市民活動支援課(青少年育成室)  
教育委員会教育政策課、教育施設課